

倉吉市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第6条第3項の身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(指導の方法)

第3条 条例7条の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告の方法)

第4条 条例第8条第1項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家等の所在地
- (2) 空き家等の構造及び規模
- (3) 空き家等の状態
- (4) 管理方法の改善その他必要な措置の内容
- (5) 措置を講ずべき期限
- (6) その他市長が必要と認める事項

(措置命令の方法)

第5条 条例第9条の規定による措置命令は、空き家等の適正管理に関する措置命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第10条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所及び支所の掲示板への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 当該空き家等への掲示
- (4) その他市長が必要と認める方法

(代執行)

第7条 条例第11条に規定する代執行は、あらかじめ戒告書（様式第5号）により戒告し、当該戒告によってもなお指定の期限までに義務を履行しない者に対し、代執行令書（様式第6号）により通知して行うものとする。

2 前項の代執行の責任者であることを示す証票は、執行責任者証（様式第7号）によるものとする。

(過料処分通知)

第8条 市長は、条例第18条の規定により過料に処するときは、過料の処分を受ける者に過料処分通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)